

## 受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準

### 1 目的

この基準は、災害時に受水槽内の水道水を有効活用できるように、受水槽に非常用給水栓を設置する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものである。

### 2 適用の範囲

この基準の適用範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受水槽用の水量を計量するための量水器が設置されていない場合に適用する。
- (2) 災害等により当局から水が供給されない場合、若しくは災害等によりポンプ施設が停止して給水されない場合にのみ使用できるものとする。

### 3 設置の条件

非常用給水栓の設置条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 非常用給水栓には、量水器を設置せず、通常時に容易に使用することが出来ないように蛇口部分に封印を施すものとする。
- (2) 非常用給水栓は、口径φ20mm以下とすること。
- (3) 非常用給水栓の取出し位置は、受水槽有効容量の最低水位より高い位置とすること。
- (4) 既設受水槽に非常用給水栓を設置する場合、受水槽本体の強度に影響を与えない構造とすること。
- (5) 住民への周知方法として、「災害時の使用に限定」のプレートを掲示すること。

なお、プレートの材質は腐食や破損の恐れがないものとし、大きさは縦30cm×横10cm以上とすること。

### 4 維持管理及び点検

非常用給水栓の設置者は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 非常用給水栓の維持管理については、設置者において責任者を定め、適正に管理及び点検をすること。

また、必要に応じて当局職員による点検を実施するものとする。

- (2) 災害時に非常用給水栓を使用したときは、別紙「非常用給水栓使用届」により使用日時を報告すること。
- (3) 非常用給水栓を、災害時以外など本来の目的以外に使用したときは、その理由を説明するとともに管理方法についての是正策を提出すること。

なお、適正な是正処置が講じられない場合は、設置者の負担により当該給水栓を撤去すること。

## 5 事務処理等

- (1) 非常用給水栓の設置者は、非常用給水栓を設置するにあたり、図面とともにこの基準に関する誓約書を提出すること。
- (2) 図面表示は給水栓とし、平面図及び立面図に「非常用給水栓」と表示すること。
- (3) 図面及び誓約書は、光ファイル化すると共に、誓約書の原本を整理し保管すること。

### 附則

この取扱基準は、平成25年 4月 1日から適用する。

### 附則

この取扱基準は、平成31年 4月 1日から適用する。

(別紙)

## 非常用給水栓使用届

年 月 日

千葉県企業局長

様

住所

氏名 ㊟

個人が届け出る場合は、届出者の押印を省略することができる。

受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準により、次のとおり災害時に使用しましたので、お届けいたします。

水栓番号(親)	
設置場所	
建物名称	
使用日時	月 日 時 分から 月 日 時 分まで

# 誓 約 書

年 月 日

千葉県企業局長 様

住 所

氏 名 ⑩

個人が誓約する場合は、誓約者の氏名を自書することにより、押印を省略することができる。

災害時の飲料水を確保する目的で受水槽へ非常用給水栓を設置するにあたり、下記事項を遵守するとともに、万一目的以外で封印を切った場合は、貴局の如何なる処置に対しても申立てをしないことを誓約いたします。

## 記

1 申請場所 市 町 丁目 番 号

## 2 誓約事項

- (1) 非常用給水栓は、災害等により当局から水が供給されない場合、災害等によりポンプ施設が停止して給水されない場合にのみ使用します。
- (2) 非常用給水栓には、通常時に容易に使用することが出来ないように蛇口部分に封印を施すものとし、責任者を定め、適正に管理及び点検をします。
- (3) 非常用給水栓は、口径φ20mm以下とします。
- (4) 非常用給水栓の取出し位置は、受水槽有効容量の最低水位より高い位置とします。
- (5) 住民への周知方法として、「災害時の使用に限定」のプレートを掲示します。
- (6) 災害時に非常用給水栓を使用したときは、使用日時を報告します。